

平成 18 年 3 月 28 日



各 位

会社名 株式会社 A C C E S S
代表者名 代表取締役社長 荒川 亨
(コード番号 4 8 1 3 東証マザーズ)
問合せ先 管理本部長 藤田 宇明
(TEL. 0 3 - 5 2 5 9 - 3 5 1 1)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 3 月 28 日開催の当社取締役会において、下記のとおり定款を一部変更することの承認を求める議案を、平成 18 年 4 月 26 日開催予定の当社第 22 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款を変更する理由

- (1) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 87 号)が平成 17 年 2 月 1 日に施行されたことに伴い、当社の公告の方法をインターネットのホームページ上に掲載する電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 17 年 7 月 26 日に公布され、平成 18 年 5 月にその施行が予定されていることに伴い、取締役会の機動的、効率的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります。また、併せて、この変更が会社法の施行される日から効力が発生する旨を規定する附則を新設するものであります。

2. 定款の変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載する。</u>	(公告方法) 第 4 条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、 <u>事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
(取締役会) 第 17 条 (新 設) (新 設)	(取締役会) 第 17 条 <u>当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u> 附 則 <u>第 17 条第 4 項の規定は、会社法の施行日にその効力を発するものとする。なお、本附則は同効力発生日後にこれを削除する。</u>

以上